

市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会
令和7年9月18日
市民局

〈市第16号議案関連資料〉

市第16号議案 横浜市庁舎駐車場条例の一部改正

1 趣旨

瀬谷区総合庁舎は、平成20年12月から再整備・維持管理・運営をPFI事業により実施しており、当該事業において、瀬谷区総合庁舎駐車場（以下「瀬谷区駐車場」という。）を整備し、管理運営を行ってきました。

PFI事業が令和8年3月31日で終了することに伴い、瀬谷区駐車場について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 第4条「指定管理者の指定等」、第6条「管理の業務の評価」、第7条「利用料金」、第12条「横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会」について、瀬谷区駐車場を除く規定を削ります。
- (2) 第9条の2「使用料」の規定を削ります。
- (3) 第10条「入場の拒否」について、市長が行うことができるとしている規定を削り、指定管理者が行うことができることとします。
- (4) 第11条「禁止行為」の第2項について、市長が退場を命ずることができるほか、必要な措置を講ずることができるとしている規定を削り、指定管理者が行うこととします。

3 施行期日

規則で定める日から施行します。

4 その他

(1) 濱谷区駐車場の概要

所在地	横浜市濱谷区二ツ橋町 190 番地
駐車台数	111 台
延床面積	約 3,700 m ²
供用開始	平成 25 年 4 月

(2) 今後のスケジュール

令和 8 年度 : 指定管理者の公募・選定

令和 9 年 4 月 : 指定管理者制度開始